

## 議案第46号

### 木津川市水道事業の設置等に関する条例及び木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

木津川市水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）及び木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成28年木津川市条例第48号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日提出

木津川市長 河井 規子

#### 提案理由

「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市水道事業の設置等に関する条例及び木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「100,000円」を「10万円」に改める。

（木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成28年木津川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第46号）

木津川市水道事業の設置等に関する条例及び木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

木津川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第5条 (略)  (議会の同意を要する賠償責任の免除)	第1条～第5条 (略)  (議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法 <u>第243条の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が <u>10万円</u> 以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法 <u>第243条の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が <u>100,000円</u> 以上である場合とする。
第7条・第8条 (略)	第7条・第8条 (略)

木津川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表 (第2条関係)

(新)	(旧)
第1条～第6条 (略)  (議会の同意を要する賠償責任の免除)  第7条 法第34条において準用する地 方自治法（昭和22年法律第67号）  <u>第243条の2第8項</u> の規定によ り公共下水道事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同 意を得なければならない場合は、当該 賠償責任に係る賠償額が10万円以上 である場合とする。	第1条～第6条 (略)  (議会の同意を要する賠償責任の免除)  第7条 法第34条において準用する地 方自治法（昭和22年法律第67号）  <u>第243条の2第8項</u> の規定により公 共下水道事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償 責任に係る賠償額が10万円以上であ る場合とする。
第8条～第10条 (略)	第8条～第10条 (略)